

名古屋大学未来社会創造機構共用機器の利用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、名古屋大学未来社会創造機構（以下「機構」という。）において管理する共用の装置、関連する設備等（以下「共用機器」という。）の管理及び運営並びに利用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この内規は、機構において管理する機器を広く共用することにより有効活用し、かつ、稼働率を向上すること目的とする。

(機構共用機器の管理責任者)

第3条 機構に共用機器の管理責任者を置き、名古屋大学未来社会創造機構長をもって充てる。

2 管理責任者は、共用機器の管理及び運営並びに利用に係る業務を掌理する。

(設置及び廃止)

第4条 共用機器の設置（既存の装置、設備等を新たに共用機器とする場合を含む。）を希望する者は、管理責任者あてに共用機器申請書を提出し、承認を得なければならない。

2 管理責任者は、前項で承認された共用機器を管理させるために、共用機器ごとに設備・機器管理者を任命しなければならない。

3 第1項で承認された共用機器は、名古屋大学設備・機器共用システム（以下「共用システム」という。）により管理するものとする。

4 共用機器の設備・機器管理者は、管理する共用機器を廃止する場合、管理責任者あてに共用機器廃止届を提出しなければならない。

(利用者の資格)

第5条 共用機器を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 名古屋大学（以下「本学」という。）の大学教員、技術職員及びこれらに準ずる者

二 本学の大学院学生及び大学院研究生のうち指導教員の承認を得た者

三 本学の学部学生及び学部研究生のうち指導教員の承認を得た者

四 本学以外の研究教育機関、企業等に所属し、共用機器に関連した研究を行う者のうち機構長の承認を得たもの

五 その他機構長が適当と認めた者

(利用日)

第6条 共用機器を利用できる日は、次の各号に掲げる以外の日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日。前号に該当する休日を除く。）

四 名古屋大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度規程第50号）第26条第2項に規定する大学が定める日

五 その他機構長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、機構長が必要と認めた場合は、共用機器を臨時に利用させ、又は利用を中止させることができる。

(利用時間)

第7条 共用機器の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、機構長が必要と認めた場合は、利用時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用の申請等)

第8条 共用機器を利用しようとする者は、管理責任者あてに利用申請書を提出し、承認を得なければならない。

2 管理責任者は、前項の申請があった場合は、当該申請のあった共用機器の設備・機器管理者の意見を聴取した上で利用の可否を判断し、利用者にその結果を通知しなければならない。

- 3 前項により利用の承認を得た者は、当該共用機器の利用に関し責任者（以下「利用責任者」という。）となるものとする。

（変更の届出）

第9条 利用責任者は、前条第1項の申請の内容等に変更があった場合は、直ちに当該利用に係る共用機器の設備・機器管理者を経由して管理責任者に届け出なければならない。

- 2 管理責任者は、前項の変更の内容が重大なものであると認めた場合は、当該利用の承認を取り消し、利用責任者に再度前条第1項の申請手続きを行わせるものとする。

（成果報告書の作成及び公開）

第10条 利用責任者は、年度末及び共用機器の利用に係る研究課題が終了した場合に、別に定める成果報告書を管理責任者に速やかに提出しなければならない。

- 2 管理責任者は、共用機器利用に係る成果報告会等を開催することができる。この場合において、管理責任者は、利用責任者に協力を求めることができる。
- 3 第1項により提出された成果報告書は、原則として、ホームページ、報告書等により公開するものとする。ただし、産業財産権出願等の事情により利用責任者が当該成果の公開の延期を希望する場合は、管理責任者の承認を得て、当該成果の公開を最長2年間延期することができる。
- 4 利用責任者が、共用機器の利用により得た成果を公開する場合は、名古屋大学未来社会創造機構が管理する共用機器を利用した旨を表示することとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、利用責任者が、成果報告書を非公開とすることを希望する場合は、成果報告書を公開しないものとする。この場合において、第13条第2項の利用負担金の額は、成果報告書を公開する場合とは別に定めるものとする。

（遵守事項）

第11条 利用責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、自らの責任において、共同して共用機器を利用する者に遵守させなければならない。

- 一 利用を承認された共用機器について、十分な教育を受けること。
- 二 利用を承認された共用機器の保全に努めること。
- 三 利用を承認された目的以外に共用機器を使用しないこと。
- 四 その他機構長が必要と認めたこと。

（利用の取消し等）

第12条 利用者が法令若しくはこの内規その他の名古屋大学が定める規則等に違反した場合又はその他管理責任者が必要と認めた場合、管理責任者は、その者又はその者の利用に係る利用責任者の利用の承認を取り消し、又は一定期間利用を制限若しくは停止することができる。

（利用負担金）

第13条 共用機器の利用に係る経費は、利用負担金として、利用責任者が負担しなければならない。

- 2 利用負担金の額及び徴収方法は、別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者がやむを得ない事情があると認めた場合は、利用負担金の全部又は一部を免除することができる。

（損害賠償）

第14条 利用者が故意又は重大な過失により、共用機器を滅失、破損、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、利用責任者の責任により行うものとする。

（事務）

第15条 共用機器の管理及び運営並びに利用に係る事務は、関係部署の協力を得て、未来社会創造機構テクニカルサポート室において処理する。

（雑則）

第16条 この内規に定めるもののほか、共用機器の利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則
この内規は、平成28年4月1日から適用する。